

広報 うえだ

昭和54年 3月 1日

第786号

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



遠い昔のことでした。烏帽子岳のふもとに賊が住み、まわりの村を荒しまわっておりまして。ある時ヤマトタケルという強い王子が、この地を通りかかりました。清らかな水が湧きだす岩の上に白髪のおきなが現れて、王子に向かって申します。「南の方から賊がくる。さあさあ早く迎え討て。我は諏訪の神。」言葉どおりすぐそこに敵が迫っておりまして。王子の弓をはなれた矢は、不思議なことに石となり賊の主領を倒しました。手下の賊はちりちりになって、里は平和になりました。王子は水の傍らに諏訪の神をまつりました。矢が化した石は、今も良泉寺門前に残っているということです。

主な内容

むだをなくし物を生かす運動実施 3月13日～5月13日資源活用推進月間	2ページ
春は火災の多発期です、注意しよう 2月28日～3月13日春の火災予防運動	3ページ
市の獣医師・消防職員募集	4ページ
二種混合予防接種実施	5ページ
移動図書館「やまびこ」の54年日程きまる	6ページ
長野県の最低賃金	7ページ
選挙特集	(ページ別 4ページ)

市民の動き

(2月1日現在)

総人口	110,595人	(+49)
男	53,964人	(+9)
女	56,631人	(+40)
世帯数	32,569世帯	(+8)

() 内は前月比です。

家計の上手なやりくりは、家庭の主婦にとって腕の見せどころです。

食費をはじめ、住居費、被服費、教育費、教養娯楽費……など、いろいろな必要経費の配分、買物の計画などに心をくだいておいてほしい。

しかし、長く続いた高度経済成長の中で、消費者は王様、消費は美德といわれた「使い捨て時代」の名残でしょうか、ついムダな買物をしたり、修理すればまだ使

むだをなくし 物を生かす運動実施

3月13日～5月13日

〔資源活用推進月間〕



大勢の市民の皆さんでにぎわった昨年の資源活用広場

える物を処分してしまった経験や皆さんお持ちではないでしょうか……。

市では、皆さんにこの習慣を一日でも早く忘れていただき「ムダをなくし、物を大切にする心」を培っていただくこと、四年目を迎えた「上田市資源活用推進本部（本部長石井市長）」を今年も設け、資源活用運動を行います。

電話で気軽にどうぞ

不用品の

紹介あっせん

3月13日～5月13日

市は、資源活用推進月間の一つとして、不用品の紹介、あっせんを行います。

この紹介、あっせんは、皆さんの家庭にある不用品（生鮮食品を除く）を、資源活用推進本部事務局（生活交通課生活係）へ登録していただき、希望者にあっせんします。

不用品の紹介から あっせんまで

- ① 不用品のある人は、資源活用推進本部事務局へ電話などで、品名、規格、程度、希望価格、住所、氏名、電話番号などを登録してください。
 - ② 不用品を必要とする人は、同事務局へ電話か口頭で申し出てください。
 - ③ 事務局の紹介により、不用品所有者と直接交渉し、価格、引き取り方法などを決めてください。
 - ④ 不用品を譲り受けた人は、その結果を必ず同事務局へ連絡してください。
 - ⑤ 登録された品名は、市役所一階消費者コーナー掲示板で紹介し、電話での問合せにも応じます。
- 皆さんの家庭や職場に、まだ使える品物が不用品としてねむっていませんか。この不用品を必要の人に譲ってあげたいかがでしょうか……。

この月間中に引き取られなかった品物は、五月十三日、市役所駐

車場で開く予定の資源活用広場で即売することもできます。

資源活用広場については、後日広報うえだで詳しくお知らせします。

へ申込先・お問合せ

生活交通課生活係（☎④四一〇

○内線二七六・二七七）

産地直送3月15日(木)

広島産カキ・オキアミ

広島産大粒カキ(加熱用)

1袋(500g) 250円

南大洋産オキアミ

1パック(200g) 75円

オキアミは、カキ揚げ、カラ揚げ、大根おろしあえ、佃煮、野菜いため、焼そばの具など多くの料理に広く利用でき未来の「タンパク源」問題の食品です。

固定資産台帳の

縦覧四月に

毎年三月一日から同二十日まで行っている土地、家屋などの固定資産課税台帳の縦覧は、税制改正による地方税法の国会審議が遅れ期日に間に合いませんので、四月に延期します。決まりしだい広報うえだでお知らせします。

外出することはやめましょう。
2、子供やお年寄りの寝る場所は

いよ
こと
すぐ
てい

春は火災の多発期

みんな注意しよう

〔春の火災予防運動2月28日～3月13日〕

春の火災予防運動が全国いっせいに、二月二十八日から三月十三日まで行われます。

春先は、空気が異常に乾燥したり、思わぬ突風が吹くなど気象の変化が激しく、いったん火災が発生すると大火になる条件がそろっています。

また、寒さから解放されるこの

時期は、火に対する注意を忘れがちになり、石油ストーブの火を消し忘れたり、タバコやたき火の不始末から出火することが多く、一年のうちでも火災の多い時期です。この運動は、市民一人ひとりが防火の心がけを新たにし、火災の発生を防ぎ、人命や財産をみんなで守ることを目的としています。

「それぞれの持場で
生かせ火の用心」

市民の皆さん、家庭でも職場でも次のことを守り、この運動を機に、火災をなくすよう心がけましょう。

1、子供やお年寄りだけを残して

外出することはやめましょう。

2、子供やお年寄りの寝る場所は避難しやすい場所にしましょう。

3、就寝前や外出前の火の元の点検を必ず行いましょう。

4、寝たばこは絶対やめましょう。

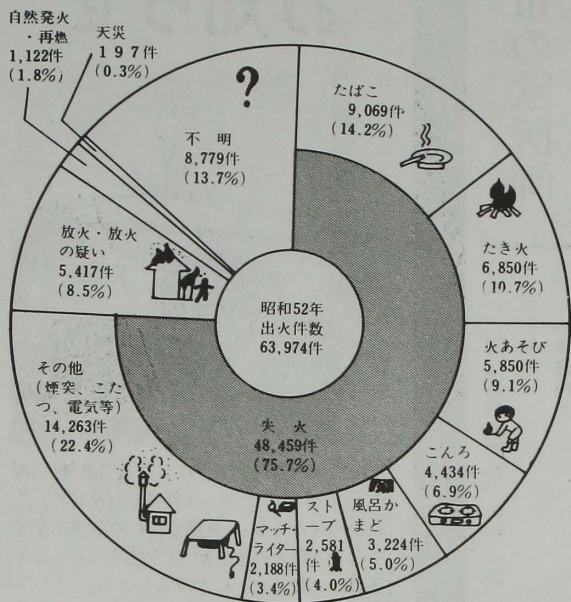
5、いざ火災のときは、だれが何をするか、家族全員で話しあっておきましょう。

6、自分が使う火は、消すまで責任をもち、そのつど安全を確認しましょう。

7、消火器の使い方をおぼえておきましょう。また、消火の準備は常にしておきましょう。

1、子供やお年寄りだけを残して

昭和52年全国の出火件数内訳



52年も出火原因1・2位はタバコとタキ火。
タバコの投げ捨て、タキ火の始末は特に注意。



電話は確実に119番へ



火の用心とは

火事を出さないように心がけること

だけをいうのではなく、万一、火が出てもすぐに消火に当たる体勢にあることまでを含めてい

ます。

お知らせ



上田公園内の市民会館前にある公衆便所(写真)を昨年末に改修、きれいにしました。これから暖かくなり、公園を訪れる皆さんが多くなると思われますが、公衆便所はみんなできれいに使うよう心がけましょう。

募集

市の獣医師
消防職員

〈資格〉

獣医師 昭和二十六年四月二日以降に生まれ、市内に住んでいるか、住むことを予定している人で、獣医師の資格を持っている人。ただし、今年四月三十日までに資格取得見込みの人を含みます。

消防職員 昭和三十四年四月二日以降に生まれた男子で、市内に住んでいる人。

〈人員〉

それぞれ若干名。

〈試験日・科目〉

三月二十日(火)午前八時三十分受

付、同九時試験開始。教養試験、体力検査。

〈必要書類〉

▽受験申込書(市役所庶務課にあります)▽履歴書および最終学校成績証明書▽住民票▽五十円切手添付の白二重封筒(あて先記入のこと、合否連絡用)

〈申込期間・お問合せ〉

三月五日(月)から十七日(土)までに市役所三階庶務課職員係へ申込んでください(☎四一〇〇内線二二二・二二三有線②〇六五一)

料理・着物着付
茶道・絵画など

教室の生徒

〈勤労青少年ホーム〉

希望者は、必ず来館して申込

てください。

▽料理教室△

期間 四月から九月まで。

コース 毎週月、火、水曜コース

定員 各コースとも二十四名。

受講料 一千五百円(六か月分)

▽着物着付教室△

期間 四月から六月まで。

コース 毎週水、木曜コース。

定員 各コースとも十二名。

受講料 二千円(三か月分)

▽茶道教室△

期間 四月から九月まで。

コース 毎週火曜日。

定員 十二名。

受講料 三千円(六か月分)

▽絵画教室△

催し

健康保険20周年

記念大会

とき 三月三十日(金)午後一時から。

ところ 上田勤労者福祉センター

▽内容△

1、表彰 健康世帯など。

2、体験発表 〓「私はこうして健康を守っている」

3、記念講演 〓「五十歳以上の健康づくり」講師 藤森閑一さん

4、映画 〓しのびよる心臓病。

期間 四月から翌年三月まで。

コース 毎週火曜日。

定員 二十名。

受講料 二千円(年間)

▽木彫教室△

期間 四月から翌年三月まで。

コース 毎週水曜日。

定員 二十名。

受講料 二千円(年間)

▽民踊教室△

期間 四月から翌年三月まで。

コース 毎週月曜日。

定員 男女各十名。

受講料 二千円(年間)

〓お問合せ

上田市勤労青少年ホーム(☎四七一七)

7117)

5、成人病予防展、血圧測定、健康相談など。

市の国民健康保険も発足以来、今年で二十周年を迎えました。

この国民健康保険も、近頃は、平均寿命の伸びによる高齢化や環境の変化による成人病などいろいろな病気が増えるとともに、医療費の上昇などにより、家計の負担も増加しています。

市も保険税を極力すえ置くなど皆さんの負担増をいくらかでもおさえるよう努力しながら、健康の増進、医療給付の充実などに心をくばっています。

子供の

歯を守る会

とき 三月十八日(日)午後二時から四時まで。

ところ 上田市公民館。

内容 〓虫歯をつくらないための食べもの「子供と食品」について、佐々木清司さん(城南高校教諭)が講演。

申込先 三月十五日(木)までに、小林静子さんまで、午後八時以降に申込んでください。(☎四七五三七)

会費 二百円。

藤原弘達さんの

時局講演

とき 三月二十二日(木)午後二時三十分から。

ところ 上田市民会館。

入場料 無料。

講演 〓藤原弘達さん(政治評論家)。演題「日本診断」

投票できる人

に住んでいて、住民基本台帳に記録されてさらに選挙人名簿に登録

に記入されている人は、選挙人名簿に登録されている人は、投票することができます。



選挙特集

“明るい選挙で 住みよい上田,,

4月8日…長野県知事選挙・長野県議会議員一般選挙

(告示3月14日)

(告示3月27日)

4月22日…上田市議会議員一般選挙

(告示4月12日)

統一地方選挙は、もっとも身近な選挙です。このためにとかく義理や人情にからまれて、汚れた選挙になりがちです。4年間政治を託す人を選ぶ選挙です。これにふさわしい人を選び出すためよく見極めて投票しましょう。投票に総参加し、明るく正しい選挙をいたしましょう。

投票できる人

△投票日現在、満二十歳以上の人
△知事、県議選挙
四月八日投票日

十二月十二日以前から上田市に住んでいて、住民基本台帳に記録されて選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

●転出者

十二月十三日以後に上田市から県内の市町村へ転出された人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地(上田市)の名簿に登録されています。その投票所で投票できます。その場合は、現住所地に引き続き住んでいる証明(市町村長発行で無料です)を持ってきてください。県外に転出された人は投票できません。

●転入者

十二月十三日以後に県内の市町村から上田市へ転入された人で、上田市の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地の名簿に登録されています。旧住所地の投票所で投票できます。この場合は上田市長の発行する引続き住んでいる証明(無料)を持っていく必要があります。

△市議選挙

四月二十二日投票日
本年一月十日以前から、上田市

に住んでいて、住民基本台帳に記録されてさらに選挙人名簿に登録されている人です。

●転出者

投票日までに転出された人はすべて上田市においては投票できません。この場合名簿に登録されていてもできません。

市内転居者

二月二十三日までに市内転居された人で転居の手続きが完了している人(住民基本台帳に記録済)は新住所地の属する投票所で投票してください。

学生の選挙権

修学のため寮、下宿などに住んでいる学生、生徒などの住所は原則として寮や下宿などにあります。したがって、家族の住んでいるところから通学する人以外はすべてその寮、下宿などが所在する市町村が住所となりますので、家族などが住んでいるところには選挙権がないものとなっています。

入場券

入場券は全部郵送しますが、投票日近くなくても届かないときは選挙管理委員会へご連絡ください。郵便局へも照会してください。入場券が届かない場合でも、選

挙人名簿に登録されている人は、投票することができます。

入場券は世帯あてとしてありますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。

入場券は、四月八日と四月二十二日の二回の選挙について、一緒に郵送いたしますので大切に保管しておいてください。

投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

投票の方法

投票用紙に鉛筆で候補者一人だけを書いてください。

●四月八日は、

県知事をさきに、県議会議員はあとに投票してください。

●四月二十二日は、

市議会議員の選挙だけです。

投票が自分で書けない人は

自分で書くことが原則ですが、手しりがをしいたり、字をしらないで字がかけないなどの場合は投票所において、申し出があれば補助者がかわって書いて投票することができます。絶対に秘密は守られますから安心してください。

不在者投票

投票日、やむを得ない用務で、投票所へ行くことができない場合は、本人が直接、不在になる旨の宣誓書を提出すると、不在者投票をすることが出来ます。

学生等で、上田市に住んでいない人はたとえ入場券があっても投票できないことがあります。

期間は、告示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会（市役所四階）で行っていただきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においてのときは、入場券（届いているとき）と印鑑を必ずお持ちください。

投票できる日は

- 県知事選挙
三月十四日から四月七日
- 県議選挙
三月二十七日から四月七日
- 市議選挙
四月十二日から四月二十一日

◎ 市外に一時滞在していて、投票日にどうしても投票所へ行くことができない人は、その市町村の選挙管理委員会で投票できますから早めに上田市の選挙管理委員会へ宣誓書と請求書を提出してください。

◎ 病院・老人ホーム、身体障害者更正援護施設、保護施設などでは不在者投票の指定を受けている施設にはいつている人は、そこで投票できますから、施設の長に申し出てくだい。

ただし歩行不能で一般の投票所に行くことができない人に限られています。

郵便による

不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができますので、該当する人は早目に手続きをしてください。

- 一、投票できる人
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、両下肢（し）、体幹障害が一級、または二級の

心臓、じん臓、呼吸器障害が一級もしくは三級の

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢（し）、体幹障害が特別項症から第二項症までの

心臓、じん臓、呼吸器障害が特別項症から第三項症までの

二、郵便投票証明書の交付申請
投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会の委員長が発行す

る証明書が必要ですので申請して交付を受けてください。

（この証明書は、四年間有効ですから大切に保管しておいてください）

三、投票の手続き

選挙の期日前四日までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便（この場合は必ず郵便で送付しなければならぬ）で送付します。この投票については早目に手続きをするようにしてください。

郵便による不在者投票は手続きが面倒なので、事前に選挙管理委員会にお問合せください。

立候補手続

説明会

四月二十二日に行われる市議会議員選挙の立候補予定者とその関係者を対象に、選挙運動、立候補等について説明会を次のとおり開催いたします。出席できる人は立候補予定者か事務長予定者ほか二名で、一人の立候補予定者について出席者三人以内です。

- とき 三月十日（土）

- 午前八時三十分（正確）

- ところ 市役所六階大会議室

◎ 県議立候補届の説明も同時に行います。

県知事候補者

立会演説会

候補者の政策を直接聞けるよい機会ですので多数参加いたしましょう。

- とき 三月二十二日（木）

- 午後七時三十分

- ところ 上田市民会館

許可なくはられた

ポスターは違反

選挙運動用ポスターを、住居、公道、私道、公私所有地、田のあぜ、川のフチ、道路ばた、電柱（電話、電力、有線放送、防犯灯用など）などに無断で掲示すると違反です。この場合それぞれの所有者、管理者、居住者が一方的にこれを取り除くことができます。

単に取り除くことだけではあれば妨害にはなりませんが、これを破損させると妨害となる場合があります。この場合は、掲示責任者にただちに取除くように連絡することがよい方法です。この場合、家族等が許可をしたかたしかめてから処置されることがよい方法です。

選挙が終れば、掲示責任者はすみやかに撤去しよう公選法により義務づけられています。

投票日当日によく見かける、ポスターの移動掲示は一切できません。

投票の便宜供与

公選法、労働基準法などに、選挙の当日はその選挙権を行使するために投票所に行くときは必要な時間を与えなくてはならないとなつています。これは官公庁のみでなく、広く一般民間のすべての企業団体及び雇用主に対してこれを求めているものです。



A black and white portrait of a middle-aged man with glasses, wearing a dark suit, white shirt, and a dark tie. He is looking directly at the camera. The portrait is set within an oval frame.

そしてまた、この選挙は、昭和五十年に改められた公職選挙法に

統一地方選挙に望む

上田市選挙管理委員会

委員長
森山
潔

は 得 解 の 大 方 で は 当 地
お て を 理 方 は 地

や飲食物などがつきもののように
言われてきましたが、これからは
金のかからない選挙でなければな

また全国的には、特に都市では若い世代の方々が選挙に無関心のようで、投票率も低いのですが、

められるよう改められたことです。従って立候補者も、選挙運動に携わる者も、また候補者を支持する方も、ともども法が改正された趣

りますものの、更に、次の時代を背負って立つ者の責任として、より積極的に参加して、自分の考えを政治に反映させる意気込で一層の努力を望んでやみません。

選挙運動用として表示を受けた
はがきを候補者からもらって知
人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

同一世帯内あての場合の表書きは連名でもよいが、工場、事業所会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないことになっています。

個人演説会で、応援演説するこ
とができます。

個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に会い、その機会を利用して投票を依頼することが出来ます。

寄附の禁止

公職の候補者などは、時期や名目のいかんを問わず選挙区内にある人に対して寄附をすることは禁止されています。

候補者などとは、候補者、これから立候補しようとする意志がある人、本人の行動などから見て立候補の意志を有する人と認められる人、すでに公職にある人などを総称します。

禁止の一例

ばる。花輪をおくる。供花。香典
 祝儀。お中元。お歳暮。入学祝。
 出産祝。お祭りの寄附。餞別。う
 ちわ。カレンダー。他の選挙に選
 挙献金や政治献金をおくる。酒食
 の提供。正月など、自宅に來た者

に酒食を提供する。給与の返上。色紙をおくる。表彰状に記念品をつける。協賛金。賛助金。催しのプログラムなどに協賛金などの支出。その他に多数の例があります。

また、国や県や市町村などから補助金、利子補給などを受けたり、請負契約や物品納入契約、その他の特別の利益を伴う契約の当事者個人、会社、その他の法人など）は寄附が禁止されています。

この場合、その相手方は候補者
政党その他の政治団体であるとを
問わないとされています。





してはいけない

選挙運動

戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪問することです。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはあります。)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもあります。玄関内にはいらず軒下、庭などであっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することとはできません。この場合、立候補届出後であるか、立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。

署名運動の禁止

選挙に関し投票をしてもらうため、または投票をさせない目

的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

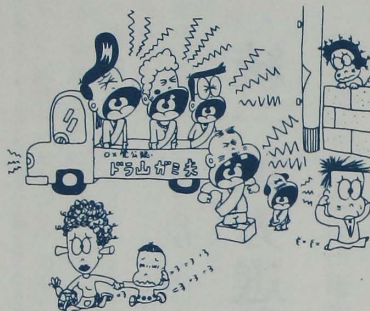
飲食物の提供の禁止

提供の禁止

何人も、選挙運動に関してはその名目はどうであろうと、飲食物(なんら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など)を提供することはできません。たとえば、候補者が選挙運動

「とならずに 市民は せんぜん わからない」

佐藤 幸道



員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するために、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することはいけません。

陣中見舞に清酒をもつていきますがこれも含まれています。公職の候補者など寄附禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶん注意してください。

ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。

氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみはち巻をしたり旗などをたてて往来するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

買収饗応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくつたり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊覧飛行に案内したり、その他相手方に慰安などを与えて歓待することは買収に該当します。

選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとば

開票のとき・ところ

開票は次のとおり行います。

指定された場所において開票状況を見ることができですが、人数制限があります。

開票所となる学校内をよこさないようにしましょう。

●と き

○県知事、県議選挙

四月八日午後七時三十分

分

○市議選挙

四月二十二日午後七時三十分

三十分

●ところ 上田市立清明小学校校体

育館

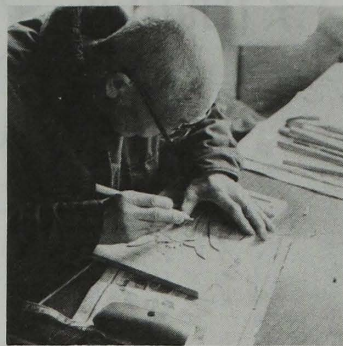
心がけよう
きれいな選挙

上田市選挙管理委員会

(☎224100内線571有線②0901)

お知らせ

塩田公民館：老人大学「教養、健康、実技」
川西公民館：老人大学「市政を開く会」ほか
実技学級。

老人のための
明るいまちだより

木彫にこそしむ(川辺町会館)

1. 老人をいたわり大切にする。
2. 老人の能力をいかし、生きがいを高める。
3. 老人と心がかようまちづくり。

上田公民館：老人大学「上田盆地の民話」
城南公民館：老人大学「健康講座」
教養講座「家庭の法律」

これは一例で他にも高齢者の元気が就職事例がたくさんあります。高齢者の皆さん「気力は健康のもと」です。まだ若い者には負けないぞの気迫で老けこみを吹っ飛ばしてください。

上田公共職業安定所長 山口 喜一
(推進協議会委員)

「水泳と人生」

フジヤマのトビウオ
古橋さんが講演

とき 三月十一日(日)午後二時から同四時まで。
ところ 上田市民会館。

入場料 無料。

講演 古橋広之進さん(日本大学教授。終戦直後、水泳選手として「フジヤマのトビウオ」と

保健衛生

全世界に名をとどろかせた名選手です。演題「水泳と人生」

二種混合

予防接種

二種混合(ジフテリア・破傷風)第二期予防接種を下表により行いますので、対象者は最寄りの会場でお受けください。

〈対象者〉

〈その他〉

お元氣ですか

つい、先日のこと。八十歳の老母が息子に付添われて職安の窓口顔を出した。今まで菅平高原の某山荘の管理人をしておられたが老齢のため退職。まだまだ元気なので、近くにできる仕事があったら働きたいとのこと。まるで息子のような高齢者担当職員も老母の気力にびっくり。しばし言葉が出なかったが、今までの労をねぎらい、保険金受給の手続きをして差しあげました。

2期二種混合予防接種日程表

会 場	実施月日	対 象 地 区	会 場	実施月日	対 象 地 区
市健康センター	3月20日(火)	南部・中央地区	川辺町会館	3月23日(金)	川辺、泉田地区
農協神川支所		大屋、岩下、久保林、黒坪上沢、国分、下堀、上堀地区	上塩尻公民館		塩尻、秋和地区
塩田母子健康センター		中塩田地区	新田区民会館		北部、西部の一部(緑が丘、新屋、緑北、緑西)
川西社会福祉センター		川西全区	上野が丘公民館	3月29日(木)	神科地区
下青木公民館	3月22日(木)	上・下青木、みすず台南・北、梅が丘地区	中村自治会館		城下、半過地区
塩田母子健康センター		東塩田、西塩田、別所地区	市健康センター		23日以外の西部地区
森公民館		豊殿地区	市健康センター	4月26日(木)	城下、川辺、泉田、塩田、川西
北常田公会堂		東部地区	市健康センター	4月27日(金)	旧市内、塩尻、神川、神科、豊殿

※受付時間は、各会場とも午後1時30分から2時30分までです。

四歳以上六歳未満の人で、三種混合を受けられなかった人は、この機会に一期として二回接種してください。

接種方法は、三月に一回目を接種

種子備日に二回目を接種してください。

〈お問合せ〉

保健予防課係係(☎241-0289)内線二八九有線②〇七二一

消防の歴史

むかし町火消し、いま消防団

— 3月7日は消防記念日 —

江戸時代の儒者、荻生徂徠（おぎゅうそらい）が江戸の町を火災から守るため、八代将軍吉宗（一六八四—一七四五）に、町組織の火消し組を設けるべきだと進言しました。その結果できた「店火消し」が、組織化への第一歩でした。その後、この「店火消し」

火災は、アツという間に私たちの生活の場を焼きつくし最悪の場合には、尊い命まで奪ってしまいます。さて、その火災が不幸にも発生したとき、常備の消防隊とともに消火に大活躍するのが、おらがまちの消防団です。消防団というと、その前身である江戸時代の町火消しを思い出しますが、この町火消し誕生までのいきさつは……



町火消しは「自分の町を守る」という生きがいにもえていた。

移動図書館「やまびこ」巡回日程(4月4日～10月5日)

移動図書館「やまびこ」の54年度前期巡回を下記の日程により行いますので、皆さん気軽にご利用ください。利用方法などについては、3月16日発行の「社会教育うえだ」をごらんください。

お問合せ—市立図書館奉仕係 (☎0880)

コース	場所	秋和長野計器 駐車場附近	常磐町 自治会館前	緑が丘北区 公民館前	緑が丘北区雇 用促進住宅附近	千曲町 学童会館前	川 辺 学童会館前	月見が丘 団地内	東築地 みどり橋附近	
1	時間	9:20～9:40	9:50～10:30	10:40～11:10	11:20～11:40	13:30～14:00	14:10～14:40	14:50～15:20	15:30～16:00	
	日	4月4日(木)	4月25日(木)	5月16日(木)	6月6日(木)	6月27日(木)	7月18日(木)	8月8日(木)	8月29日(木)	9月19日(木)
2	場所	日向公民館前	ひばりが丘 団地内	上室賀 公民館前	入組公民館前	仁古田 公民館前	藤ノ木団地 自治会館前	岡公民館前	川西公民館前	
	時間	9:30～9:50	10:00～10:20	10:30～10:50	10:55～11:15	13:30～13:50	14:00～14:30	14:40～15:00	15:10～15:30	
	日	4月6日(金)	4月27日(金)	5月18日(金)	6月8日(金)	6月29日(金)	7月20日(金)	8月10日(金)	8月30日(木)	9月21日(金)
3	場所	下塩尻 公民館前	上塩尻 公民館前	山口公民館前	大久保 公民館前	朝日が丘 団地内	城下駅附近	上田原 自治会館前	下之条 集荷所前	
	時間	9:30～9:50	10:00～10:20	10:40～11:00	11:10～11:30	13:30～14:00	14:10～14:30	14:45～15:05	15:15～15:35	
	日	4月11日(木)	5月2日(木)	5月23日(木)	6月13日(木)	7月4日(木)	7月25日(木)	8月15日(木)	9月5日(木)	9月26日(木)
4	場所	学海団地内	保野公民館前	福田公民館前	中之条 精米所前	五加公民館前	塩田支所前	手塚公民館前	別所 将軍塚附近	
	時間	9:30～10:00	10:05～10:25	10:35～10:55	11:05～11:25	13:30～13:50	14:00～14:20	14:30～14:50	15:10～15:40	
	日	4月13日(金)	5月4日(金)	5月25日(金)	6月15日(金)	7月6日(金)	7月27日(金)	8月17日(金)	9月7日(金)	9月28日(金)
5	場所	梅が丘 集会所前	桜台集会所前	森公民館前	神科新屋 作業所前	伊勢山 停留所附近	赤坂 公民館附近	長入 入口附近	上野が丘 公民館前	
	時間	9:30～10:00	10:10～10:30	10:40～11:00	11:10～11:30	13:30～13:50	14:00～14:20	14:35～14:55	15:10～15:40	
	日	4月18日(木)	5月9日(木)	5月30日(木)	6月20日(木)	7月11日(木)	8月1日(木)	8月22日(木)	9月12日(木)	10月3日(木)
6	場所	神川団地内	みすず台北区 団地内	大屋瀬沢		下之郷 公民館前	平井寺 公民館前	石神自治会 駐車場附近	西前山 公民館前	
	時間	9:30～10:00	10:10～10:40	10:50～11:10		13:30～13:50	14:00～14:20	14:30～14:50	15:00～15:20	
	日	4月20日(金)	5月11日(金)	6月1日(金)	6月22日(金)	7月13日(金)	8月3日(金)	8月24日(金)	9月14日(金)	10月5日(金)

がもとになって享保三年（一七一八年）に町火消しがで

当日は全国各地で防災に
功労のあった人たちの表彰

金

う。加

年金が

所でし

に手続

3,300

を合わ

らもの

が老後

ご協力

長野県の最低賃金

長野県内では、働くすべての労働者に適用する長野県最低賃金のほかそれぞれの業種別に最低賃金が下記のように決められています。

最低賃金の件名	最低賃金額
長野県最低賃金	日額2,427円(時間給304円)
食料品製造業最低賃金	日額2,682円(時間給336円) ただし、手作業による洗浄、皮むき、選別、包装等軽易な業務に主として従事する人については 日額2,475円(時間給310円)
繊維産業最低賃金	日額2,456円(時間給307円)
木材製品等製造業最低賃金	日額2,760円(時間給345円) ただし、廃材の結束、清掃、かたづけ等軽易な業務に主として従事する人については 日額2,485円(時間給311円)
パルプ・紙加工製品製造業最低賃金	日額2,550円(時間給319円)
出版・印刷同関連産業最低賃金	日額2,730円(時間給342円) ただし、タイプオフセット印刷業、製本業等、または速記筆耕、複写業の業務に従事する人については 日額2,678円(時間給335円)
窯業・土石製品製造業最低賃金	日額2,865円(時間給359円) ただし、石棉製品製造の業務または清掃、かたづけ等軽易な業務に主として従事する人については 日額2,590円(時間給324円)
機械金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金	日額2,788円(時間給349円) ただし、電子機器用及び通信機器用部分品製造業(電子管、半導体素子、集積回路製造業を除く)、または清掃、かたづけ等軽易な業務に主として従事する人については 日額2,643円(時間給331円)
卸売業最低賃金	日額2,632円(時間給329円)

④ 最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

昭和54年 2月現在

長野労働基準局

がもとになって享保三年(一七一八年)に町火消しができ、翌年に、いろは四十八組が編成され、本格的な町火消し制度が発足しました。そのあと、百五十年続いたこの町火消しも、明治維新を境として、消防組(明治五年)→警防団(昭和十四年)→消防団(昭和二十二年)と改組され、昭和二十三年には、消防組織法が施行されて、現在の消防団へと移り変わってきました。この消防組織法が施行された三月七日を記念して定められたのが消防記念日です。



当日は全国各地で防災に功労のあった人たちの表彰など、火災予防意識を高める、各種行事が行われます。江戸時代からあった町火消しの伝統「わがまちは自分たちの手で守る」という精神が、二百年以上たった今も、なお生きつづけているのです。

くらしを守るあなたの国民年金

⑪

会社などを退職した人は国民年金へ

会社などを退職したら、必ず国民年金に加入しましょう。加入すると今までの厚生年金とつながり、将来、通算老齢年金が受けられます。加入年齢は、20歳以上60歳未満です。

相談、手続きは、市役所国保年金課国民年金係が各支所でしてください。また、奥さんが加入していないときは一緒に手続きをしましょう。

保険料は 4月から3,300円

国民年金の保険料が改正され、今年の4月から1か月 3,300円になります。

この改正は、老齢年金の受給額が、物価の上昇と歩調を合わせて増額されますし、受給者が年々増加しているため行なうものです。

加入している皆さんの負担が増すわけですが、皆さんが老後によりよい年金を受けるため、ご理解いただくとともにご協力をお願いします。

基本的 理解のために

①

同和問題を考える

部落問題は直接私には関係ないという人がいますが、部落問題、あるいは同和問題といういい方のせいか「それは同和地区の人びとや、国、地方公共団体や一部の関係者の問題であって部落の人間でない自分には関係のないことだ」という考えは少くないようです。しかし、私たち一人ひとりにと

って、この問題はほんとうに無関係なのでしょうか、考えてみましょう。「差別をしてもよい」「部落は差別されてあたりまえだ」とこんなことをいう人は今どきめつたにいません。また、たとえ偏見を持つてい人でも、ゆっくり話し合えば、差別するのは間違っている

ということを理解してもらえます。だからといって、このまま放っておけば、この社会からなくなるといふことにはならないのです。差別はいけないことだと理解はしていても、直接自分の利害に関係することでない限り私たちは、やっかいな問題にふれないでいようとしがちです。また、人間は、

他人の不幸は見すごせるといふ性質をもっているものです。自分が満員電車の中で足を踏みつけられたら、大声で抗議する人でも他人が酔っぱらいにからまれていても知らぬ顔をし続けます。



(一月三十一日現在)

次の方々がなくなりました。
つつしんでご冥福をお祈りいたします。

宮島たかみさん 岩門 七七
中村二郎さん 笹井 七八
井沢寿美子さん 越戸 二〇
中曾根芳本さん
保科こすゑさん 仁古田 八一
荒井キヨノさん
塚原厚さん 伊勢山 五四
石巻忠男さん
中央東(上川原柳町) 六七
大平栄尊さん 赤坂 六六
細田愛正さん 林之郷 七六
清水正博さん 中組 二一
海瀬とささん 倉升 七三
龍野賢三さん 石神 七七

赤尾喜久平さん 下之郷 八〇
最上つねさん 小泉 八二
村山キクさん 千曲町 八〇
横林稔允さん 須川 四九
柳沢高司さん 金井 七二
辻武雄さん
天神四(北天神町) 六九
金井わかさん 国分 八九
柳沢けさじさん 下青木 八三
福沢熊三さん 舞田 七六
名和きんさん
中央四(上紺屋町) 六九
川上頼長さん
石江とらさん
中央四(木町) 四七
吉野けさをさん 院内 八〇
堀内春代さん
中央西(下紺屋町) 七三
森清さん 中村 八六
中島勝太郎さん 上本郷 八五
柳沢保伯さん 中村 五六
宮崎恵子さん 院内 六九
村山辰三郎さん 下之郷 八六

内堀亨さん
中央五(下房山) 六九
吉田けさよさん
常磐城五(城北) 八九
宮田伸五郎さん
常田二(中常田) 八一
柘植フク子さん
常田二(中常田) 六三
松本てる代さん 小泉 七一
宮沢兼定さん 下之郷 六九
宮沢チユノさん
常磐城六(常磐町) 六七
加藤清さん
水科良雄さん
常磐城一(西脇) 六八
清水宗衛さん 大湯 八七
中島サタさん 秋和 八八
砥石セキさん
緑が丘三(緑が丘西) 七九
山崎正雄さん 上塩尻 五六
宮入なみさん 下之郷 八四
山辺聖さん
国分一(上堀) 七六

大田猛さん
中央二(横町) 七五
富田はまさん
緑が丘三(緑が丘西) 七一
古越剛さん
緑が丘一(新屋) 一〇
小坂昭典さん 上川原柳町 五〇
金井民与さん 院内 八三
清水よねさん 築地 六九
田中スギさん
中央一(松尾町) 六五
西川房雄さん 中組 五六
宮島志なさん 石神 七五
南波豊吉さん 福田 八六
手塚義二さん 金剛寺 七四
瀬間龍太郎さん 小牧 七六
藤林ふさこさん
常磐城三(諏訪部) 五七
小林小次郎さん 奈良尾 七三
山田千代さん
国分一(上堀) 七一
増田茂さん 金井 七七
中西さつ江さん
踏入二(踏入) 七四

山崎辰雄さん
中央五(下房山) 七五
竹鼻熊雄さん 新屋 六九
尾張寿さん
緑が丘一(緑が丘) 五〇
小林邦子さん
中央西一(下紺屋町) 六七
小川栄次郎さん 秋和 七五
加藤もとじさん 上青木 八三
手塚勢んさん 岡 九四
藤極きよみさん 大湯 六三
吉池典明さん 吉田 二二
斎藤はるさん 築地 七八
宮島関重さん
緑が丘二(緑が丘北) 八五
後藤紋司さん 大湯 七五

訂正おわび

二月一日発行の広報うえだ第784号八ページ「おくやみ」のうち中村喬三さん 中村 七五は、井出喬三さん 中村 七五の誤りでした。おわびして訂正いたします。